

北広島町公告第56号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、法第5条第3項及び北広島町大規模小売店舗立地法運用に係る事務処理要綱第5条並びに第6条の規定により公告する。

平成28年12月26日

北広島町長 箕野 博司

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称

(仮称) ドラッグコスモス千代田店

(2) 所在地

広島県山県郡北広島町有田字塚之本1022番地1 他9筆

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

名称 株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃

住所 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階

(2) 小売業を行う者

名称 株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃

住所 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階

3 大規模小売店舗の新設をする日

平成29年8月20日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,539平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数

60台

(2) 駐輪場の収容台数

10台

(3) 荷さばき施設の面積

27.0平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量

9.00立法メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前9時00分

閉店時刻 午後10時00分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後10時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

2か所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

7 届出年月日

平成28年12月19日

8 届出等の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧場所

北広島町商工観光課（北広島町有田1122 道の駅舞ロードIC千代田管理棟）

(2) 縦覧期間

平成28年12月26日から平成29年4月25日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

(3) 縦覧のできる時間帯

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

9 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、町に対し、次のとおり意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

平成29年4月25日

(2) 提出先

北広島町商工観光課（北広島町有田1122 道の駅舞ロードIC千代田管理棟）